



報道関係者各位

令和 8 年 8 月 14 日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 山本
佐賀市天神一丁目 4 番 15 号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金募集のお知らせ

令和 8 年 7 月 7 日に滋賀県甲賀市で発生した土砂崩れ災害を受け、滋賀県共同募金会が被災者支援を目的とした義援金の募集を開始しました。

これに伴い、佐賀県共同募金会（会長：山田 裕久）においても同義援金の受付を行います。

本会および市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、**全額を滋賀県共同募金会へ送金**いたします。被災された方々への温かいご支援をお願いいたします。

記

1. 義援金名称 令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

2. 受付期間 令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
（期間を延長する場合があります）

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20 か所で受付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	シャカイフクシホウジン サガケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

（裏面につづく）

○直接、滋賀県共同募金会へ寄付を希望される場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	(普) 5 3 9 1 6 7	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	0 0 9 7 0 - 2 - 2 3 9 8 2 9		滋賀県共募甲賀市の土砂崩れ災害義援金

※1 滋賀銀行本・支店間の窓口から送金手数料は無料扱いになります（ATMを除く）。

※2 ゆうちょ銀行窓口からの送金手数料は無料扱いになります（ATMを除く）。窓口にて本義援金の振込である旨をお申し出ください。

※3 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5. 義援金の配分について

本会に寄せられた義援金は、全額滋賀県共同募金会へ送金し、滋賀県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、滋賀県を經由して被災された世帯へ配分される予定です。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・滋賀県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
 - *別添募集要綱については、滋賀県共同募金会 HP からも取得できます。
⇒滋賀県共同募金会 HP <https://shiga-akaihane.org/>
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と佐賀県共同募金会の HP に掲載している義援金募集案内を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。その他、ご不明な点がございましたら、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996